

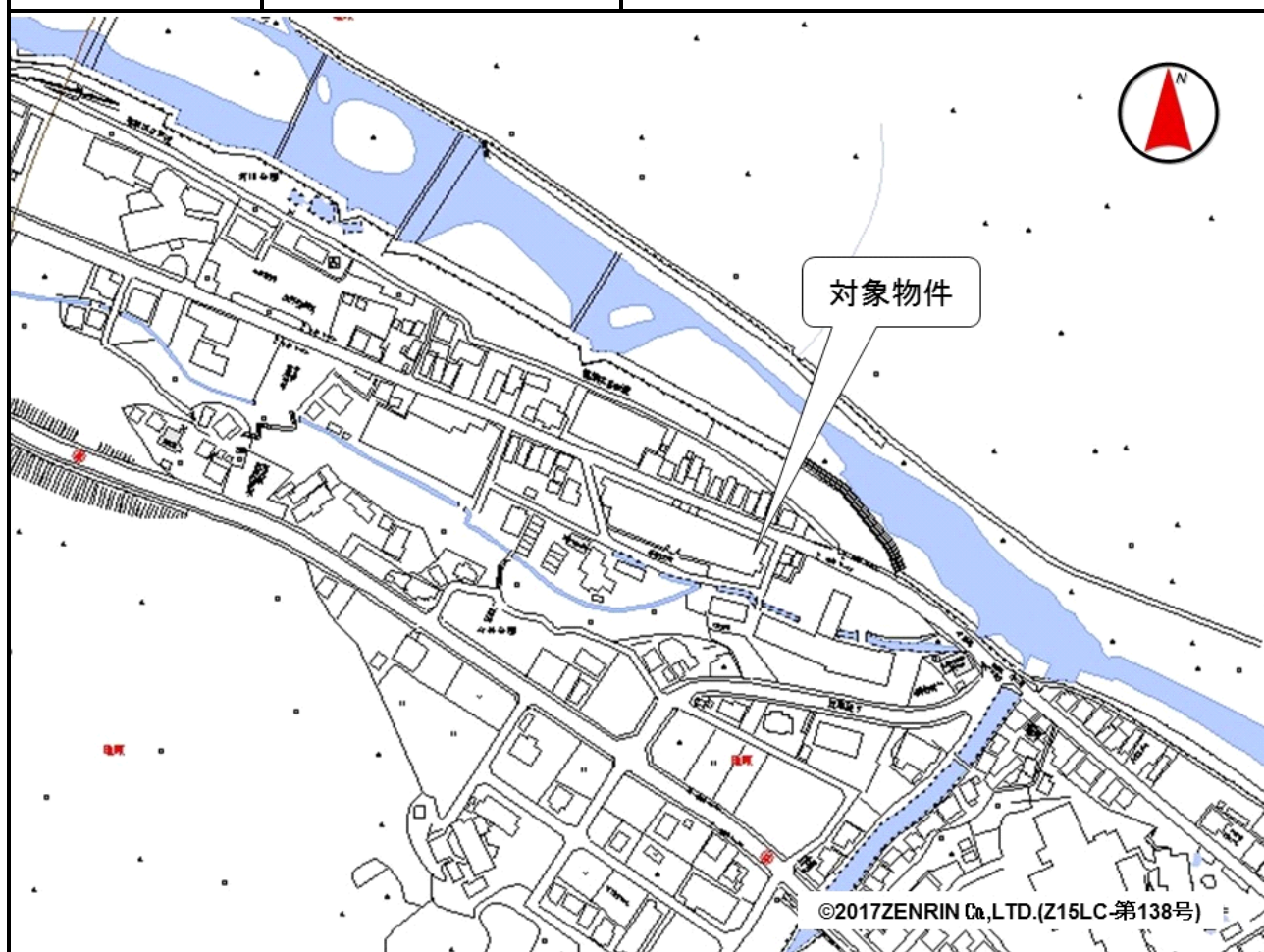
売却区分番号	1192-2		
見積価額	¥1,570,000	公売保証金	¥200,000
財産の表示	<p>1 (一棟の建物の表示)</p> <p>所在 栃木県那須塩原市塩原字古町 1091番地20、1091番地21、 1091番地22</p> <p>建物の名称 シーアイヴィラ那須塩原</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建</p> <p>床面積 1階 1,662.54 平方メートル 2階 1,582.63 平方メートル 3階 1,938.35 平方メートル 4階 1,937.51 平方メートル 5階 1,914.23 平方メートル 6階 1,838.78 平方メートル 7階 1,802.14 平方メートル 8階 1,759.83 平方メートル 地下1階 298.59 平方メートル</p> <p>(敷地権の目的である土地の表示)</p> <p>土地の符号 1</p> <p>所在 栃木県那須塩原市塩原字古町1091番20</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 3,658.73 平方メートル</p> <p>土地の符号 2</p> <p>所在 栃木県那須塩原市塩原字古町1091番21</p> <p>地目 鉱泉地</p> <p>地積 1.00 平方メートル</p> <p>土地の符号 3</p> <p>所在 栃木県那須塩原市塩原字古町1091番22</p> <p>地目 鉱泉地</p> <p>地積 1.00 平方メートル</p> <p>土地の符号 4</p> <p>所在 栃木県那須塩原市塩原字古町1105番3</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 1,491.30 平方メートル</p> <p>(専有部分の建物の表示)</p> <p>家屋番号 塩原 1091番20の501</p> <p>建物の名称 501号</p> <p>種類 居宅</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建</p> <p>床面積 5階部分 79.00 平方メートル</p> <p>(敷地権の表示)</p> <p>土地の符号 1</p>		

売却区分番号	1192-2		
見積価額	¥1,570,000	公売保証金	¥200,000
	敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1176480分の8595 土地の符号 2 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1176480分の8595 土地の符号 3 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1176480分の8595 土地の符号 4 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1176480分の8595 <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
間取り	2LDK	バルコニー面積	—
駐車場の有無	有	総戸数	242戸
公法上の規制	区域区分が定められていない都市計画区域 商業地域 建ぺい率 80% 容積率 400% 建築基準法第22条・第23条適用地域 日光国立公園（普通地域）		
接道状況	北東側 幅員約6.5メートル 舗装市道 等高接面 南西から南側 幅員約3.8から6.0メートル 舗装市道 等高接面 当該市道は、建築基準法第42条第2項に該当します。		
地盤・地勢	おおむね平坦ですが、南東側に緩傾斜しています。		
使用状況等	平成4年頃建築。 物件所有者が使用しています。		
管理状況等	管理会社 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社（電話0120-987-550） 管理費 月額 35,840円 修繕積立金 月額 10,140円 組合費 月額 500円 テレビ共同視聴料 月額 1,300円 専用水道使用料 月額 1,000円 未納管理費等 292,680円（平成31年4月4日現在） 未納管理費等は買受人に承継されます。 詳細は、上記管理会社へお問い合わせください。		
特記事項	見積価額の内訳は次のとおりです。 土地価格 110,000円 建物価格 1,460,000円		
住居表示等	栃木県那須塩原市塩原1091番地20		
最寄駅等	JR（東日本）宇都宮線（東北本線）西那須野駅 北西方約18.3キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公		

売却区分番号	1192-2		
見積価額	¥1,570,000	公売保証金	¥200,000
	<p>売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 		

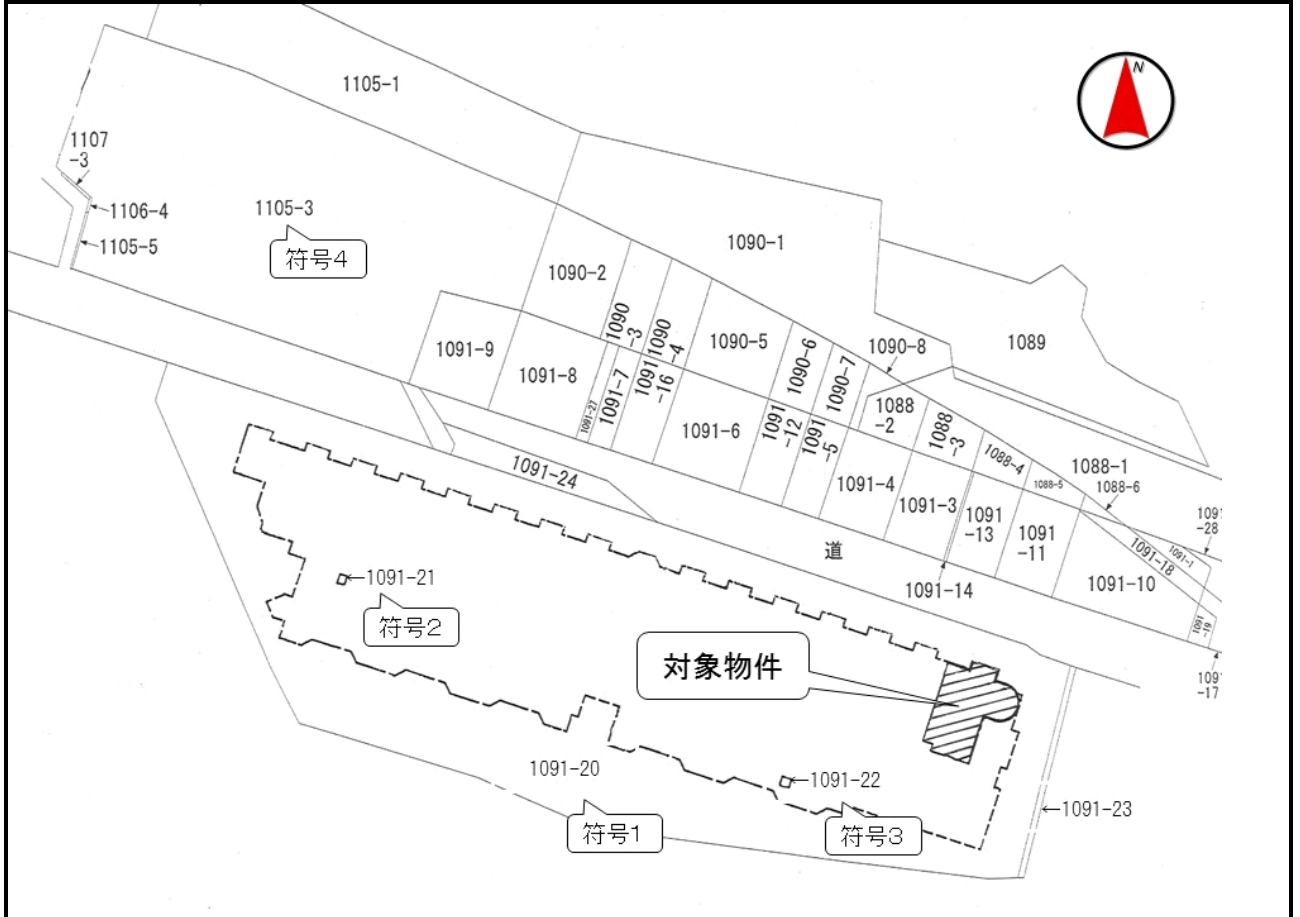
売却区分番号

1192-2



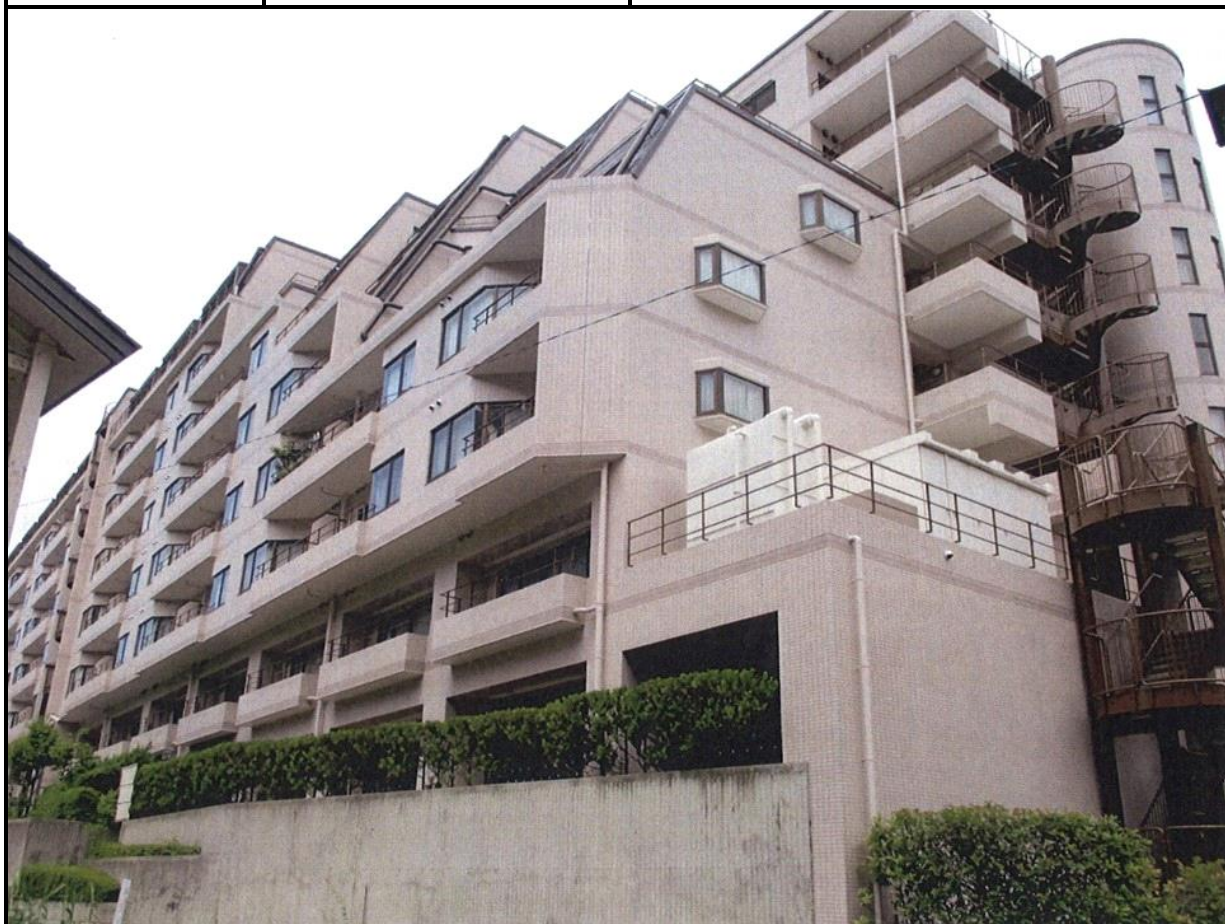
売却区分番号

1192-2



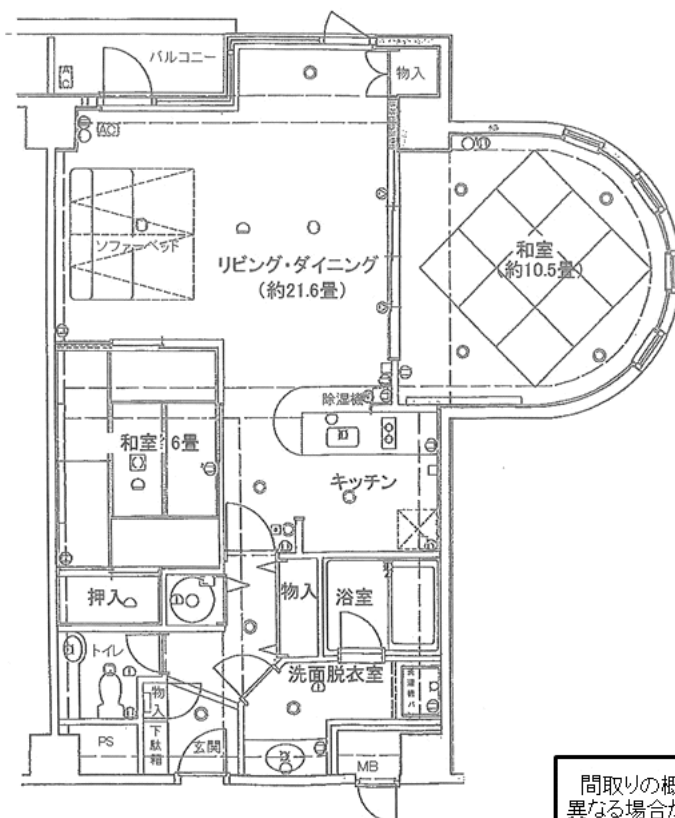
売却区分番号

1192-2



売却区分番号

1192-2



間取りの概略を示すものであり、現況と異なる場合があります。